

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充当した。

(歳入)
地方消費税交付金（社会保障財源化分） 183,926 千円

(歳出)
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,922,587 千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

		経 費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者自立支援施行事業費	417,570	293,016			19,186	105,368
	重度心身障害者等医療費支給事業費	101,569	37,981			9,795	53,793
	後期高齢者医療事業費	380,854	2,717			58,248	319,889
	子育て支援医療費支給事業	389,643	62,058			50,461	277,124
	児童手当支給費	86,509	23,003			9,782	53,724
	ひとり親家庭等医療費支給事業費	343,185	291,466			7,967	43,752
社会保険	介護保険事業（繰出金）	16,420	7,542			1,368	7,510
保健衛生	母子保健事業	24,305	2,171			3,410	18,724
	保健事業	94,810	1,912		2,324	13,952	76,622
	予防接種費	67,722	4,382			9,757	53,583
合 計		1,922,587	726,248	0	2,324	183,926	1,010,089

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。